

農業經營基盤強化促進基本構想

令和5年9月

松 原 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
1	営農類型ごとの経営規模の指標	3
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	4
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標	5
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	9
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	10
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	12
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項	12
第 7	その他	13
附則		13

農業経営基盤強化促進基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 松原市（以下「本市」という。）は、大阪府の中心部に位置し、ほぼ平坦な地形と温和な気候により古くから稲作を中心とした農業経営が営まれてきた。

近年では、「こまつな」「しろな」「ねぎ」等の軟弱野菜、「トマト」「なす」「えだまめ」等の果菜類など多岐にわたる農産物の生産が行われており、特に「えだまめ」や「難波葱」については、本市を代表する農産物になっており、大消費地に隣接するという立地条件を生かした都市近郊型の農業が展開されている。

しかし、昭和30年代から40年代の急激な都市化の進展による農地の減少や農住混在化がすすみ、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の輸入自由化による価格の低迷など極めて厳しい状況下にあり、課題が多く抜本的な振興策の確立が求められているなか、三宅地区においては、送水管布設事業・ほ場整備事業により、農地の基盤整備が図られており、また、環境に配慮した農産物である大阪エコ農産物の生産の取り組みも見られ、本市で生産された大阪エコ農産物を「まったら愛っ娘 松原育ち」として、ネーミングされ市場や直販施設へ出荷されている。

2 本市の農業振興の基本方向は、依然として都市化が進展する中で都市近郊としての立地条件を最大限生かし、農住混在化に伴う農業生産の阻害要因を排除しつつ、減少しつつある農地の保全を図り生産基地としての活用と緑地空間として確保することにある。このため、農業基盤の整備、農用地の有効利用と保有の合理化を図り、消費者の需要に即した農産物を計画的かつ安定的に生産・供給することを基本とする。

3 本市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本市は、農用地の保有及び利用の現状と将来を見通し、農用地を保有し又は利用する者の農業経営に関する意向などを考慮して農用地の農業上の利用の集積を図るとともに、農業者又は農業に関する団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として農業経営基盤強化促進事業【農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する事業をいう。】や「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）に基づく「農空間保全地域制度」その他の措置を総合的に推進する。

まず、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農空間保全委員会による関係機関との情報共有や農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、地域計画の目標地図への位置付け等を進める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

次に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を大阪府担い手育成総合支援協議会の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

過去5年間において、本市の認定新規就農者は1件となっている。従来から基幹作物である「えだまめ」やなにわの伝統野菜である「難波葱」の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

- ア 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、府条例に基づく大阪版認定農業者や法人等を合わせて約3,100件を確保・育成するという目標を踏まえ、本市においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就

農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、農地については農業委員会等による紹介、技術・経営面については大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課や大阪府家畜保健衛生所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 営農類型ごとの経営規模の指標

【個別経営体営農類型】

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備 考
		露地	施設					
1	野菜専作Ⅰ (ハウス軟弱 野菜経営)	0.6	0.3	0.3	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 90 a 露地 延べ 20 a 大阪しろな周年 ハウス 延べ 90 a 露地 延べ 20 a ねぎ 延べ 20 a 水 稲 10 a	(主) 2,000 (補) 500 (雇) 5,500 (計) 8,000	600	自動袋詰め機
2	野菜専作Ⅱ (養液栽培経営)	0.3	0.1	0.2	みつば 養液栽培 延べ 170 a 水 稲 10 a	(主) 2,000 (補) 600 (雇) 4,000 (計) 6,600	600	自動袋詰め機 は種機
3	野菜専作Ⅲ (ハウス果菜類 経営Ⅰ)	0.6	0.3	0.3	半促成なす (3~7月どり) ハウス 30 a しゅんぎく (10~12月どり) ハウス 60 a キャベツ 30 a 水 稲 30 a	(主) 2,000 (補) 600 (雇) 4,000 (計) 6,600	600	苗購入 出荷調製委託
4	野菜専作Ⅳ (ハウス果菜類 経営Ⅱ)	0.8	0.6	0.2	半促成トマト (3~7月どり) ハウス 20 a しゅんぎく 延べ 60 a えだまめ 20 a キャベツ 50 a 水 稲 30 a	(主) 2,000 (補) 700 (雇) 2,800 (計) 5,500	600	苗購入 出荷調製委託

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備 考
		露地	施設					
5	野菜専作V (施設、露地 野菜経営)	1.0	0.7	0.3	えだまめ ハウス 30 a トンネル早熟 露 地 30 a しゅんぎく ハウス 延べ 90 a キャベツ 50 a ね ぎ 20 a	(主) 2,000 (補) 900 (雇) 4,500 (計) 7,400	600	莢取り機
6	野菜専作VI (露地野菜経営)	1.0	1.0		ねぎ周年 延べ 120 a キャベツ 50 a 水 稻 50 a	(主) 2,000 (補) 900 (雇) 4,000 (計) 6,900	600	移植機
7	花き専用 I (苗物専作経営)	0.4	0.1	0.3	花壇用苗 ハウス 延べ 60 a 露 地 10 a 水 稻 10 a	(主) 2,000 (補) 1,000 (雇) 2,700 (計) 5,700	600	プラグ苗購入
8	肉用牛肥育	0.2	0.05	0.15	肉用牛 150 頭	(主) 2,000 (補) 500 (雇) 500 (計) 3,000	600	牛舎 1,200 m ² 牛糞処理施設 300 m ²

【組織経営体営農類型】

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備 考
		露地	施設					
1	水 稻 (作業受託)	51.63	51.5	0.13	水稲 150 a 水稲作業受託 (田植、収穫等) 50ha	構成員 3 (主) 1 (補) 2 【(雇) 3】	1,600	ほ 場 整 備 農作業受委託組織 高性能機械の整備 機械格納庫 300 m ² 育苗施設 1,000 m ²

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

2. 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

(1) 生産方法

ア 水稲

高品質生産をすすめるために、地域にあった良食味米品種の選定と品質にあった栽培管理技術の普及を推進する。また、組織活動の強化を図るとともに農作業の受委託・機械施設の共同利用をす

すめ、省力化、低コスト化を図る。

イ 野菜

都市立地の優位性を生かし、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として、従来より生産されている果菜類、軟弱野菜等の特産品を中心に新品種の導入を図るとともに、省力化、ハイテク施設による生産性の向上や雇用就労の活用を見込んだ生産方式の導入を推進する。併せて、低コスト化を図るため、高能率機械施設の協同利用や地域間、作物間における労働力調整システム作りをすすめる。

また、消費者ニーズ（安全・安心な農産物等）に応えるため、環境にやさしいエコ農産物の生産農家の育成に努める。

ウ 花き

将来性のある農業経営の一つである花き栽培については、消費者ニーズの動向に即した品目、品種に即応できる柔軟性のある花き経営体の育成をすすめる。

また、セル成型苗（プラグ苗）利用や自動防除等省力化、低コスト化をすすめる。

エ 畜産

近代的な施設整備をはかり、住環境に配慮した畜産を可能にする飼養環境の整備につとめ、生産新技術の導入等による高品質畜産物の生産を目指すとともに省力化・合理化を図る。

オ 大阪エコ農産物認証制度に基づく農産物生産

農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

経営の体質強化を図るため、簿記記帳・青色申告の推進をはじめ、経営合理化、健全化に向けた経営管理能力や、労務管理能力の向上をはかり、必要に応じて法人化を推進する。

(3) 農業従事の態様

他産業並の収入と労働時間を実現するため、農作業環境の一層の改善と休日制や給料制の導入など労働条件の改善をすすめるとともに、雇用労働を確保しやすい体制を整備する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等農作業用機械の安全使用に努める。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の3に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるものとする。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である「えだまめ」や「難波葱」などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、パート雇用の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課、農業委員会や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応や、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう本市が主体となって、大阪府、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して地域サポートチームを結成し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、大阪府、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、本市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①農業経営・就農支援センター、大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課、大阪府家畜保健衛

生所、農業協同組合は、本市と連携しながら、就農相談会の開催、就農希望者への情報提供等を行う。

また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、高校、大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

②農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、本市と連携しながら、農地の利用集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、また、地域計画に定める農用地の効率的な実現を支援するために 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

③大阪府農業会議、農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）、農業委員会は、本市と連携しながら、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

④農業協同組合は、新規就農者等への営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて、農業用機械の貸与等の必要なサポートを行う。

⑤日本政策金融公庫や農業協同組合は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した資金・経営面で支援を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、大阪府及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や上記第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積について目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○認定農業者等に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標	備考
<p>面積のシェア：25%</p> <p>なお、面的集積についての目標については、地域計画の目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする</p>	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（1）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、軟弱野菜を中心とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積を進めているが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

（2）今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年で離農等により農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ大半が遊休農地化し、松原市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、特に市街化調整区域内においては、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、農業の振興を図る。

（3）将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人、認定新規就農者等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ウ 地域計画の目標地図に位置付けられた者に対する農地の面的集積の促進
- エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- オ 園芸作物の振興及び地産地消の推進
- カ 地域計画の策定と見直し

なお、これらの施策の円滑な推進のため、関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進め

るとともに、農業委員会、農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速していく。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第2章の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

以下、事項ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法等

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設置することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、農業委員会、農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）、農業協同組合、土地改良区、大阪府農業会議、大阪府、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準等

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とすることとし、府条例に基づき知事が指定した農空間保全地域を策定対象（ただし生産緑地を除く）とする。ただし、市街化区域への編入等を予定している区域については、編入状況や地域の実情等を考慮することとし、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

また、地域計画の策定に当たっては、大阪府・農業委員会・農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、利用権設定については地域計画に基づいて行われているか確認する。

- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
- 本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準
- 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容
- 農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ (4)の①のイに規定する実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(一財)大阪府みどり公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせん等に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農作業の受委託を促進するための環境の整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から3までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 環境にやさしい大阪エコ農産物の生産農家の育成及び支援

本市は、安全・安心な農産物を消費者に提供するため、大阪エコ農産物「まったら愛っ娘～松原育ち～」の生産農家の育成及び支援に努めるものとする。

イ 生産組織及び農業後継者の育成

本市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者育成のため、研修受講に対し必要な支援・指導等を積極的に行うものとする。

ウ 農産物の流通の改善

本市は生産された農産物の販売価格の向上をはかるため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、出荷価格の統一、計画出荷を図るとともに都市に立地するという有利な条件を生かし、朝市・産直等多様な流通形態を推進するのに必要な施策を総合的に講ずるものとする。

エ 農村女性活動の促進

本市は、農村女性の作業環境の改善を図るとともに、女性グループ活動に対し必要な支援・指導等を積極的に行うものとする。

オ 農用地の利用度の向上

本市は、不作地等低利用農用地の利用度の向上をはかるため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区その他農業に関する団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

カ 地域水田収益力強化ビジョンの実現

本市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るものとする。

キ その他

本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 事業推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、大阪府南河内農と緑の総合事務所農の普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3及び第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(一財)大阪府みどり公社）、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成9年11月1日から施行する
平成12年2月1日改正
平成19年3月12日改正

平成22年5月27日改正
平成26年9月30日改正
令和5年9月19日改正